

労災事故に遭遇した労働者の経歴

——フランスにおける公衆保健衛生問題の死角

ヴェロニク・ドバス＝ルトウルヌウ／齊藤 佳史 訳

はじめに

- 1 認識の問題点
- 2 労災事故すなわち経歴の長期的時間性において理解される「突発的な」事件
- 3 有害労働の強化の指標としての多事故性
- 4 トニー（26歳）の経歴、あるいは決定的労働不能の社会的構築
- 5 労災被害者の経歴すなわち起伏の多い経歴か？確認された経歴の5つの類型
- 6 「経歴」と「補償の制度的措置」における労災事故の二重登録

おわりに

はじめに

労働と健康被害を関連づける作業は必ずしも容易ではない。なぜなら、一方で、労働者自身や雇用者が健康リスクを否認することがあり得るからである。他方で、職業上のリスクに曝されることと、そこから生じる病理学現象との間にはしばしば長い時間差が存在する——職業的原因による癌のケースは象徴的な事例である——からである。こうした「仮面」（Gollac et Volkoff, 2006）状態と比較すると、突然で即時的な性格に特徴づけられる労災事故は、労働と関連した死亡や負傷を明瞭に示していると考えられるかもしれない。たしかに職業病とは逆に、労災事故は労働と負傷の関連を即座に明るみに出す。とはいえ、労災事故は本当に「はっきりとした」指標なのだろうか。例えば、労災事故が惹起する公衆保健衛生の問題点に関してみると、労災事故の全国統計は不透明な部分を有することが知られている。この論文は、労災事故を研究する上で独自の分析視角を採用することによって、それら問題点のいくつかを再検討してみたい。すなわち、労災事故に遭遇した労働者の経歴の長い時間性の分析である。本稿に収録された発言は、1件または複数件の労災事故を経験した労働者に対するフランスでの継続的調査に基づいており、この調査は社会学博士論文（Daubas-Letourneux, 2005）の枠内で実施された。

「労災事故」の範疇が惹起する認識の問題点について注意を喚起した後、本稿は以下の3つの段階から構成される。まず、研究の立場と調査の方法論を提示する。次に、調査の結果をもとに、労災に遭った労働者の経歴の長期的な時間性を重視することが、制度的承認の死角を照射するのに寄

与し得ることを示す。そして最後に、特に2つの結果について解説を行う。第1に、調査で確認される「多事故性」polyaccidentalitéの現象を提示する。この現象は、多くの被用者が経歴において複数の労災事故を経験しているという事実を反映している。第2に、労災事故が身体と職歴に残した後遺症に関して、「労災事故の制度的承認」——認定と補償の過程に登録される（あるいは登録されない）ことによって発生する——を「労働者の実体験に結びついた認識」に照らし合わせ、われわれが「労災事故の二重登録」と呼称したものを再検討する。

1 認識の問題点

労災事故は、その広汎さゆえに公衆保健衛生の問題点となるとともに、生みだされる認識の点でも問題点となっている。「労災事故」と呼称されるものは、まず法律と公的統計によって築かれた範疇である。

工業化された国々の大半と同様に、フランスにおいて労災問題が政治的・社会的に重要な問題として表現されたのは19世紀後半であった。フランスでは1898年4月9日の法律が法的認知の自動性と一括補償的なforfaitaire性格の基礎を築いたが、同法律が採用されるまでには20年近くにわたる国会での議論を要した。法制史の専門家が明らかにしたところによれば、国会での議論は、労働者（彼らは工業化によって重い負担を課されていた）への配慮と同様に、雇主（彼らは労働力の問題に直面し始めていた）に有利な動機をも示していた。結局、1898年法が表現する法的構造は「妥協」の結果である。すなわち被害者は、過失の主犯を刑事訴追する権利を失う代わりに、労働の枠内で発生した事故に関して、原因の如何を問わず一括補償を受ける権利を勝ち取ったのである（Hesse, 1998; Ewald, 1986）。

1世紀以上の後、労働による負傷・死亡の突発性に基づく公衆保健衛生の不透明性が、法的認知の基礎となる保険論理に直接に結びつけられることになる。「1世紀前から、人間の身体的保全を保障する公的秩序の全般的規範の領域から職業的リスクは抜け出した。1世紀前から、労災事故はもはや公的秩序に社会的な打撃を与えるものではない」と社会学者アニー・テボー＝モニーAnnie Thébaud-Monyは述べている（2007, p.18）。事実、今日、労災事故は劇的あるいは宿命的な記録の中で詳細に語られることが多い。あたかも、労働による負傷や死亡の事実そのものが受容可能なもの、さらには不可避なもの——結局のところ「偶然の出来事」accident——であるかのように。

労災補償は、1898年法が基礎づけた保険論理に由来し、「費用」の観点から労災事故の制度的可視性を生み出している。労災事故の主要な統計的指標は、フランスでは全国被用者疾病保険金庫CNAMTS⁽¹⁾によって認定・補償された労災事故の年間件数である。さて、労災補償を管理する制度が労災件数を集計する制度でもあるという事実は、認識の堂々巡りを生じさせている。なぜなら、認識されるのは労災認定された事故のみだからである。労災事故のうち未申告のものや、申告したものの認定されなかったものは、あらゆる可視性の外に置かれている。とはいえ、労災事故および職業病の「申告不足」sous-déclaration現象はよく知られており、社会学者の研究対象とされた。社

(1) CNAMTSは、全被用者の4/5にあたる民間部門の被用者に関する労災事故を管理している。

会学者が明らかにしたところによれば、労災と職業病の申告・認定・補償は、労働問題に関するさまざまな報告書に記載され、報告書の中では特に人々の雇用の不安定性が登場している (Thébaud-Mony, 1991; Daubas-Letourneux & Thébaud-Mony, 2001; Muñoz, 2002)。1996年以来、この申告不足の現象は国家の報告書によってフランスの法律の中に制度化されている。「かつて」疾病とされていたものが職業由来の健康被害の名目に変更されることで、「労災・職業病部門」は、「社会保障の疾病部門」に支払いをせねばならず、その年額は国家の報告書の中で計算されている⁽²⁾。

さらに、作成された統計は、制度内部の論理に固有の範疇・分類を使用し、それら範疇・分類は外部者には利用困難であるがゆえに、他の形態の不透明性を生み出している。例えば、CNAMTSは、大きな職業部門——「全国技術委員会」CTN——によって補償された労災事故をまとめている。CTNは、労災事故の管理や補償額設定には有効だが、限界も有している。派遣労働者に起こった事故は、経済セクターや雇用企業の職業部門が認識され得ないまま、同一のCTNにまとめられている。

こうした労災事故の統計的認識の死角の他に、(不法滞在の「闇の」)非正規状態にある被用者が遭遇した労災事故を加えねばならない。それら被用者が労災リスクに著しく曝されていることは想像し得るものの、彼らの実態については何も知られていない。

以上のような限界が指摘されるとはいえ、CNAMTSの統計が何を示すかを観察することは興味深い。労働による負傷・死亡のリスクは今日でも無視できない状況にあることが公表された数値から示されている。フランスにおける民間部門の被用者に関してみると、毎年130万件以上の労災事故が発生・認定されている。年間データによれば、それらの労災事故のうち、最低1日の休業を伴うものが約70万件、治療終了後に補償対象とされた後遺症を伴うものが約5万件存在する⁽³⁾。労災問題を経済的アプローチから示すならば、職業病と合わせたそれらの費用は国富の3%、つまり「理論上、カレンダーで10日程度以上の休日を追加したのと同等の価値」に達する (Askenazy, 2004, p.6)。

総体としては、1950年代から続いた労災事故の減少(本質的には、雇用構造の進展やいくつかの部門での保安状況の実質的向上に由来する)は、1990年代以降、発生率の上下変動を経ながら安定化する傾向にある。他方でそれらのデータは、重大労災事故(休業期間と関連している)の比率が過去数十年間で増加傾向にあることを示しており、かかる事実から、重大事故は他と比べて「よりよく」申告されていると考えられる。職業集団の次元で見ると、労働者(熟練および不熟練)は休業を伴う事故の2/3以上を被っており、労災事故の最も重い負担を課されている。ジルベール・ミュリー Gilbert Mury (1974) に倣えば、30年以上前において労災事故は何よりも「労働者の流血」

(2) フランスの社会保障は2つに区別された予算から構成される。すなわち、疾病(社会的拠出金に基づいて相互扶助的に資金調達が行われる)に関わるものと、職業上の原因が認定された健康被害に関わるもの(労災事故や職業病)であり、後者の財源は雇用者の拠出金のみによって確保される。後者「部門」から前者への支払いは年々増加傾向にある。最近発表された報告としては、ディリック Diricq 委員会のものがある (*Rapport de la commission instituée par l'article L. 176-2 du Code de la Sécurité sociale*, août 2008)。

(3) *Statistiques technologiques et financières*. この統計は、全国被用者疾病保険金庫 CNAMTS が 2000 年代に関して毎年公表しているものである。

であったといえる。最大の被害を受けている部門は、建築・公共事業、木材業、食品工業、派遣労働などである。近年では2年連続で死者数が増加しており、2007年は2006年と比べて15.8%増という憂慮すべき現象が見られる⁽⁴⁾。2007年には一般制度régime général（一般企業の被用者が強制加入する社会保障の基礎制度）の被用者のうち622名が労災事故によって死亡した（2006年には537名、2005年には474名、2004年には626名、2003年には661名であった）。

世界的に見ると、国際労働機関ILOとフィンランドのテンペレ大学の調査によれば、1998年の世界での労災死亡事故は35万件と推定されている。同年において、死亡を伴わなかった労災事故は2億6400万件と推定されている（Hämäläinen et al., 2006）。これらは推計から導かれたものである。調査に関わった人々は、その計算の難しさや国際比較の限界を指摘している。何しろ、多くの開発途上国で見られるように、計算や補償のシステムが異なっていたり、信頼性を欠いていたたり、そもそも存在しなかったりするからである。

フランスでは、近年、労災統計に関して他のさまざまな情報源が登場した。中でも、1998年と2005年に実施された『労働条件』調査（国立統計経済研究所 - 調査研究統計局INSEE-DARES, 労働省）は、過去12か月の間に発生した労災事故に関して特有の問題提起を含んでいる。この調査は、労働条件および労働組織との関連や、制度的承認の次元において、労災事故の認識に関する幅広い視野を有している（Hamon-Cholet, 2001a）。労働での人間 - 部署の連関を超えた集団力学と労災事故を結びつけることで、調査の結果はいくつかの組織の特徴を指摘している。例えば労災事故は、「機械や期限によって労働速度が強制されると、より頻繁に発生する。兼任状態や、数値化された品質基準の遵守義務は、その発生リスクを著しく増大させる。情報欠如や緊急作業もまた、労災事故の要因となる」（Hamon-Cholet, 2001b）。男性、労働者、若年、派遣身分、採用以来の日数の少なさなどは、労災事故の発生可能性を高める要因となっている。

労災事故を認識するこの新たな道具は、申告と制度的承認という行政的プロセスとは無関係である。新たな質問の有効性を確認するために、1999年にわれわれは、この全国調査に関して追跡調査を実施した。それは、以下で論じる継続的調査の出発点となるものであった。

2 労災事故すなわち経歴の長期的時間性において理解される「突発的な」事件

労災事故は、その原因や被害者の変化に対する関心によって、可視性を著しく低下させる場合が多い。労働災害はその突発性によって法的に定義され⁽⁵⁾、「その定義自身からもたらされる立場に従って」（Lenoir, 1980）研究されてきた。職業病は、その原因に職業上曝された後、時には数十年

(4) *Sinistralité des accidents du travail, des accidents de trajet et des maladies professionnelles entre 2003 et 2007. Branche AT/MP du régime général de la Sécurité sociale*, CNAMTS, sept 2008.

(5) 労災事故の法的定義（社会保障法L.411-1条）は、労災事故における事故の法性決定に必要な次の2つの性質を定めている。一つは「事故の現象」、すなわち「身体の傷害」をもたらす「突発的な作用」であること。いま一つは「労働と関連している」ことであり、それは「事故の時点における従属関係の存在」と「労働の時間と場所における事故の勃発」を前提としている（Dupeyroux & Pretot, 2000）。

間にわたって症状が現れるが、それとは逆に、労災被害者の職業経歴に触れて口に出すことは稀である。労災問題研究の時間的枠組みとして提示することで、労災被害者の職業経歴は、点としての事件という時間性を、労働における健康の社会的構築という領域に移動させることが可能となる。その領域において、健康と労働の連関は二つの方向性で調査される。すなわち、労働から健康への方向性と、健康から労働への方向性である（Célerier, 2008）。この視角において、労災事故は、過程に組み込まれる過程そのものと見做され得る。

勃発した日にとどまるのではなく、労災被害者の健康と職業的将来に影響を及ぼし得るという理由で過程である。健康状態の悪さが職業的排除に及ぼす影響（Jusot F. *et al.*, 2006）や選別効果に及ぼす影響（「健康労働者効果」, Goldberg M., 2001）に関する知識によって、次のようにいうことができる。労災事故は、それが引き起こす健康悪化によって、潜在的には職業経歴における転換点となる事件として理解され得ると。この過程自身、過程の中に組み込まれている。なぜなら、前後の段階において、労災事故は事件の中に組み込まれ、勃発・認定・健康回復の諸条件に影響を及ぼす社会関係の中にも組み込まれているからである。労災事故は、労働現場に関する健康の保全/悪化の諸条件（労災の勃発）、健康回復の諸条件（治療過程、後遺症）、労働復帰と雇用維持の諸条件などを調べる理由となる。

労災被害者の経歴の長時間性において労災事故を捉える接近法は、ナント大学で審査された社会学博士論文（Daubas-Letourneux, 2005）において採用された方法である。その研究の中で、32名の労災被害者と面接した。すべての者が共通して、1997年に最低でも1件の労災事故の被害を受け、活動部門の如何を問わず、その労災事故が社会保障の機関によって認定または非認定されたという事実を経験している⁽⁶⁾。彼らは1999年に初めて質問を受け、その後2002年まで追跡調査が実施された。面接の対象とされた事項は、労災事故の勃発と認定の諸条件、および治療過程と労働復帰の諸条件である。過去に遡る質問によって、人々の職業経歴の全体像や、労働における健康の面で彼らの事件を再構成することが可能となった。また3年間の追跡によって、職業面や労働における健康面での人々の中期的変化を検討することが可能となった。

この調査によって、労災事件は、労働組織と労災被害者の経歴の連関において観察される。この研究姿勢によって、新たな視角から労災事故の不可視性を問うことが可能となる。

3 有害労働の強化の指標としての多事故性

この調査が教示したことの一つは、当初予期されていなかった現象を解明したことであった。すなわち、被用者（しばしば若年者）が1件ではなく複数件の労災事故の被害を受けているという事実である。こうした多事故性は無視できないことが明らかになった。事実、面接した32人（事故の重大性、より高いリスクを伴う部門といった基準を考慮せずに選ばれた）に関してみると、90件以

(6) 面談対象者は、1998年の労働条件調査（労働省）に対する事後調査の枠内にある。彼らは、Q65の質問「過去12か月間に労働過程で事故（軽度のものも含む）に遭い、重傷でなくとも、何らかの治療を余儀なくされましたか？」に「はい」と答えた点で共通している。

上の労災事故が数えられた。

観察された多事故性は2つの異なる形態をとっている。第1の形態は類似の労災事故の反復である。それらは多くの場合は軽度であり、同一の企業およびポストで発生し、（前後の段階において）労働組織の中で考慮に入れられた特定のリスクと結びついている。すなわち、不可避なものと思われられるとともに、「仕事」の一部を構成するような小さな事故のことである（実験助手の注射針での傷、郵便配達人の刺し傷、調理師の火傷など）。この多事故性は、「経験で」あるいは「慣例の」と形容され得るが、事故の反復が将来の一層重大な負傷から被用者を守るわけではないのだからなおさらに、多事故性は長期的な健康保全に関する問題提起に人々を立ち戻らせる。

他方、労災被害者の直接の語りによって、多事故性の第2の形態が明らかになった。それは、特定のリスクを呈する作業の反復的性質に結びついたものではなく、多様で重大な労災リスクに人々を曝す危険な労働状況に結びついたものである。この「リスクに曝されることでの」多事故性 *polyaccidentalité “d'exposition”* は、同一企業の長期勤続者でも、異なる企業で複数契約を結ぶ者でも、同様に観察される。例えば調査の中では、食肉処理場の熟練労働者、大規模物流店舗の在庫管理担当者、建築部門の異なる企業で派遣雇用された鉄骨溶接工と面接したが、各人は4年間で4件の重大事故の他に、しばしば未申告の「小さな事故」を経験していた。その上、事故の後遺症に加えて、しばしば慢性的かつ深刻な健康問題が起こっている。例えば背痛は、労働を苦痛にしたり中期的に不可能にしたりする。

この種類の多事故性は、圧迫や苦痛の累積に直面する被用者にとっては、労働での危険状態に置くという文脈で現れ、特定の部門や職種における被用者の一部（最も不安定で熟練度の低い者）にとっては、リスクに多重に曝されるという問題を生み出している。収集された話を通じて、リスクに曝された被用者に対して事故を発生させる要因となる労働組織の選択が強調される。例えば、急を要する作業は、被用者がリスクを取らされることと直結している。時に緊急の文脈と結びついた、通常人員以下の状況—例えば、病人を起こすために2名必要とされるのに対して、看護助手が1名しかいないこと—もまた、この種の多事故性の原因となる。そうした観察結果は、1990年代以降のフランスやヨーロッパ連合で見られる労働強化現象の一面を反映しており、その現象は、「永続する身体的圧迫」と「常に強まっていく一時的圧迫」の間の累積によって特徴づけられる。

4 トニーTony (26歳)の経歴、あるいは決定的労働不能の社会的構築

- 1997/03/20：労災事故、背部圧迫（15日間の休業）
- 1998/11/05：労災事故、精神的圧迫（休業なし）
- 1999/03/16：労災事故、背部圧迫（10日間の休業）
- 1999/03/30：1999/03/16の労災負傷部位の再発（2か月間の休業）
- 1999/10/19：労災事故、左膝へのI型鋼の落下（ほぼ6か月の休業）
- 2000/05/18：1999/10/19の労災負傷部位の再発（15日間の休業）
- 2001/02/12：労災事故、左「膝への2度目の衝撃」（4か月半の休業）
- 2001/06/05：2001/02/12の労災負傷部位の再発

2001/06/17：後遺症を伴う固定化consolidation
2001/06/18：企業の産業医による職場復帰に関する診察
2001/07/02：組立工職務での労働不能決定証明書の日付
2001/07/17：解雇

公衆保健衛生の分野で特に憂慮すべきこの種の多事故性の説明として、トニーの経歴に着目したい。1997年から2001年までの4年間に、彼は5度の労災事故と3度の労災負傷部位再発を経験した。最後の事故の結果、彼は労働不能を理由として26歳で解雇されるに至った。

トニーの経歴の再現を通じて次の点が明らかにされる。すなわち、この「リスクに曝されることでの多事故性」は、危険な労働条件を示すのみならず、より低リスクの仕事や職務を事故後に選択できない実態をも示している。無資格のまま学校制度を終えたトニーは、最初の労災事故（1997年3月の背部圧迫）当時、鋼管卸売業の荷役係として雇用されていた。事故後に彼は別の鋼管卸売業者の下で働き始めた。さらに彼は2度の背部圧迫を経験し、椎骨の脆弱化を深刻なものとした。2000年4月17日にトニーは、ポリ塩化ビニールの扉口を製造する企業での作業準備係として期限つき契約で採用された。彼の仕事は「他の被用者のための仕事を準備すること」にあった。この職務は恒常的に立ち続ける姿勢を前提としていた。トニーはこの企業で1年以内に3度同じ膝を仕事に負傷することになった。治療過程の終了後も永続する後遺症によって、2001年7月には最終的な労働不能を理由として解雇手続きがとられるに至った。

トニーの事例によって、複数の重大事故の発生とともに、障害の社会的構築が雇用市場参入時から進行していることを考えさせられる。

労災被害者自身を登場させ、彼らの経歴を考慮することによってのみ、多事故性の現象の解明は可能となる。労災事故に関する年次管理統計において、登録された労災事故の日付は、実際には日給補償金あるいは補償対象の後遺症への年金の最初の支払日に対応している。複数年での統計による労災事故件数は、当該期間に扱われた労災事故の件数のみに対応しており、同一被害者に対する事故や負傷部位再発の多重性を不可視的にしている。

5 労災被害者の経歴 *parcours d' accidentés* すなわち起伏の多い経歴 *parcours accidentés* か？ 確認された経歴の5つの類型

この調査の中で分析された職業経歴は極めて起伏の多いものである。雇用市場への参入以来、最も混乱した者はずっと混乱状態にあり続けていた。何人かの経歴は、外見上は安定的に見える（同一の職務、数十年間にわたる同一の契約）ものの、実際には「労働での疲弊によって特徴づけられる健康状態」と「雇用において『耐える』」必要性」の間で一層脆弱化する均衡の結果である。何人かの者にとっては、労働と雇用における不安定化の過程が中期的には社会的排除の現象として現れた。労働と雇用における脆弱化過程の研究によって、それら不安定化の現象と労働での健康悪化の過程が入り組んでいるということが明らかになった。

1999年から2002年までの質的な調査の終了時点で、職業面での総括によれば、追跡した人々のう

ち、満足いく状況（雇用不安のない状態）で労災事故以前の職を確保していたのは半数以下（32名中13名）であった。4名は労災後も同じ職務に就いていたが、慢性的な健康問題（骨格筋障害、背痛）によって脆弱化し、労働の実現を困難にする状態にあった。15名は労働契約の破棄を1回ないしは複数回経験しており、そのうち8名は労災事故の結果によるものであった。

健康被害に関する総括として次の点が示される。すなわち、32名中18名が、1回ないしは複数回の労災事故および／あるいは疲弊を特に伴う労働条件によって慢性的な健康問題に苦しんでいると述べていた。背痛は、労働による慢性的健康問題として最も頻繁に観察されたものであり、12名がそれに該当していた。

次表は、面接した人々が述べた全般的健康状況と、彼らの労働・雇用状況を示している。

| | 安定した雇用状態 | 解雇の危険にある状態 | 不安定な雇用状態 |
|-----------|--------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 保護された健康状態 | ①「安定した状態の」経歴 (10名) | | ③「不安定な状態の」経歴 (4名) |
| 脆弱化した健康状態 | ②「雇用を守られた状態の」 経歴 (3名) | ④「解雇の危険にある状態の」 経歴 (4名) | ⑤「脆弱化した不安定な状態の」 経歴 (11名) |

健康と労働・雇用状況に関する5つの類型が示す経歴は、一方で「労災事故の考慮という問題」と、他方で「公衆保健衛生から見た経歴の長時間性の考慮という問題」を別個に提示している。

①「労働において保護された健康状態」と「職業的安定性」：「安定した状態の」経歴

「安定した状態の」グループには、女性5名を含む10名が数えられる。軽度の労災によって特徴づけられる事務的な職務がその典型である。潜在的には重大だが、労働組織内で考慮され、調査の限り健康面での重大事故に結びつかないようなリスクに曝されている被用者も、このグループに含まれる。そのリスクとは、血液を扱う2名の実験助手が曝されている労災リスク、あるいは同一企業に30年前から雇用されている熟練の旋盤工が曝されている切り傷のリスクである。それらの被用者は、われわれが「慣例の多事故性」と呼称したものに曝されている。

このグループの被用者たちは、安定した状態かつ／あるいは保護された状態の地位を手にしている。すなわち、彼らは公共部門で働く（5名が公務員あるいはそれに相当する職種）か、数年来、大企業において無期限契約で雇用されている。

②「脆弱化した健康状態」と「職業的安定性」：「雇用を守られた状態の」経歴

「保護された状態の」被用者のグループには3名の公務員（あるいはそれに相当する職種）—調理師1名、郵便局員1名、病院職員1名—が含まれており、彼らは、程度の違いこそあれ、労災事故および／あるいは労働条件に結びついた健康問題を感じると述べていた。しかし、彼らは公務員という地位によって守られているため、そうした健康被害が解雇の危険として感じられることはない。

③「保護された健康状態」と「雇用契約破棄」：「不安定な状態の」経歴

「不安定な状態の」グループに属する4名は、経歴において1回あるいは複数回の雇用契約破棄を

経験している。そのうちの2名—レストラン従業員1名（女性）とガラス職人1名（男性）—に関して見ると、雇用契約破棄は労災事故の結果であった。それら2名の若い被用者（2001年時点でそれぞれ26歳と32歳）の経歴には共通して、「雇用の不安定性」と「職業養成と職務の間の適合性の欠如」が見られた。

④「脆弱化した健康状態」と「企業での職務に『耐える』ことが不可能となる危険を抱えた状態」：「解雇の危険にある状態の」経歴

調査における4名の被用者が、経歴の過程で慢性化した健康問題に苦しんでいると述べた。その程度について彼らは、1999年の面接時点で、あと数年以内に同一の職務に「耐える」ことができなくなるかもしれないという不安を表明していた。調査の中で述べられた健康問題は、慢性的背痛や骨格筋障害である。前者は3名の男性の若者（28-33歳）に関するもので、内訳は、食品工業で多様な能力を持つ労働者、食肉処理場の「生産ライン長」、大規模店舗の在庫管理担当者である。後者は、自動車備品製造業で30年間雇用されてきた女性の熟練労働者に関するものである。それらの慢性的な症状は、能力低下あるいは解雇の脅威として表れている。そのうえ、このグループの3名の男性は、同一企業での「リスクに曝されることの多事故性」に曝されている。

⑤「悪化する健康状態」と「雇用契約破棄」：「脆弱化した不安定な状態の」経歴

追跡調査の終了時点で、11名の労災被害者が「脆弱化した不安定な状態の」グループに属している。このグループは男性のみから構成され、大部分は若年層である。その多くは自分自身で仕事を選択したわけではなかった。彼らのうち5名は、職業養成を受けずに学校を去り、「苦しい下積み」時代を経験していたか、現在でも経験している。しばしば彼らは、自発的な選択によってではなく、他の選択肢が何もないという理由で職業に従事していた。例えば、鋼管の注文準備係のエディ Eddyには、複数の重大労災事故によって背部の著しい脆弱化がもたらされたにもかかわらず、事故後も同じ部門に戻るしか選択肢が残されていなかった。彼の経歴はこのグループの一部の人々に象徴的な事例である。

反対に、このグループに属する他の人々に関して見ると、彼らの経歴は出発点の資格と緊密に結びついている。1件あるいは複数件の労災事故に結びついた雇用契約破棄は、下向きの職業的軌道を開始・加速させる転換点としての事件となっている。

このグループを特徴づける「リスクに曝されることでの多事故性」は、頻繁な職業的变化を示す経歴に積み重なった危険な労働状況を明らかにしている。この多事故性は、異なる健康被害の原因となるものであり、該当する被用者にとっては実際に障害の原因となるものである。

6 「経歴」と「補償の制度的措置」における労災事故の二重登録

調査の最後に、労災事故の「二重登録」という概念が提示された。一方では、労災に遭った被用者の身体と経歴における事故の「伝記的登録」であり、それは先に挙げた分類によって説明される。他方では、継続的な手続きに照らして、あるいは照らさずに、労災事故の申告から認定・補償に至

るまで、労災事故の「制度的登録」が検討された。面接の実施と記録の再現によって、労災事故をめぐる多様な状況の広がりが見えてきた。すなわち、申告と認定において全く問題が生じなかった事故、社会保障組織に申告されなかった事故、あるいは、事故が申告の対象——ゆえに制度的可視性の対象——となったものの、代償として被用者と雇用者の間の強い緊張関係が発生したような状況などである。制度的空間における労災事故の登録に関しては、以下の3種類の状況を述べることができる。

1つめの類型は、健康が保全された労働・雇用の文脈（概して事務的な種類の仕事）において発生した労災事故に関するものである。多くの場合、それらの事故は軽度であり、直ちに申告に結びつくため、労働空間および制度的領域における可視性につながっている。2つめの類型は、被用者には知られている恒常的リスクの領域に属する事故に関するものである。被用者はそのリスクから自らを保護する術を心得ているにもかかわらず、それを可能とする諸条件を必ずしも持ち合わせていない。予防の見地に立つと、この状況は問題を生じさせている。なぜなら、個人的あるいは／および集団的な保安命令・設備が生産の指令と衝突するからである。労働組織は何らかの方法で労災リスクを組み入れており、多くの場合、労災事故の申告には困難を伴わない。3つめの類型は、圧迫と苦痛の累積に直面する被用者が労働において置かれている危険の文脈で発生する事故である。彼らは賃金面での不安定化（徒弟、不熟練に近い若年層、採用されて間もない者、派遣労働者）にも曝されており、かかる要因は、実際の労働局面において、操作の余裕を著しく減少させ、危険な状況から退避する権利を行使できなくさせている⁽⁷⁾。面接した被用者たちは、リスクを取ることを余儀なくされたと述べていた。「そうするか、首にされるか、いずれかしかなかった」とそのうちの1名は述べている。彼は、上司に指摘していたにもかかわらず、適切な長さの足場板を使用できずに鋼管を降ろさざるを得なかった。事故を申告しない場合や、事故を申告したり認定させたりすることが困難な場合が最も多かったのは、この3つめの類型である。労災事故が最も重大で最も多い——数年間に複数の重大労災事故を重ねた被害者もいる——のもこのグループである。1件あるいは複数件の労災事故発生によって深刻化したり引き起こされたりする不安定化の過程は、労災事故の認識や、被害者の健康と職業経歴の帰結に関してあらゆる問題点を示している。

経歴と制度的承認という労災事故の（不）可視性の2つの観点から観察を行うことで、われわれは労災事故の「二重登録」と呼称されたものを明らかにした。調査によって以下の点が示された。すなわち、認定・補償体制における労災事故の未登録——およびそこから生じる社会的・制度的不可視性——は、しばしば「伝記的」登録と結びついた状態にある。「伝記的」登録は、身体（後遺症）と経歴（企業および雇用における脆弱化）に痕跡を残す一方で、労働、健康、軌道の不安定化の間に存在する連関を不問に付してしまうのである（次表参照）。

(7) 労働法は、L.231-8条およびL.231-8-1条において、被用者が「自らの生命あるいは健康にとって重大かつ顕著な危険を呈すると考えるだけの合理的な理由を有する」状況からの退避の権利を行使することを規定している。

「労災事故の二重登録」(Daubas-Letourneux, 2005)

| | 安定した雇用状態 | 解雇の危険にある状態 | 不安定な雇用状態 | 労災事故の制度的可視性の程度(軽度の事故を除く): 申告され認定された労災事故 労災事故の申告および/あるいは認定に関連した問題 未申告の労災事故 |
|-----------|--|---|--|--|
| 保護された健康状態 | 「安定した状態の」経歴 (10名) 14 $\frac{0}{0}$ | X | 「不安定な状態の」経歴 (4名) 4 $\frac{0}{1}$ | |
| 脆弱化した健康状態 | 「雇用を守られた状態の」経歴 (3名) 8 $\frac{1}{0}$ | 「解雇の危険にある状態の」経歴 (4名) 8 $\frac{1}{1}$ | 「脆弱化した不安定な状態の」経歴 (11名) 29 $\frac{4}{8}$ | |

おわりに

最後に、本論稿の問題設定において相互に結びつけられ問われた「労働組織」と「公衆保健衛生」という2つの重要な側面に戻りたいと思う。

まず労働組織についてである。労災事故発生の条件、とりわけ最も不安定な被用者が過度のリスクに曝されているという現象に関して考察することで、次の点が示された。すなわち、被用者に対して負傷リスクを冒させるのは、多くの場合、組織の選択によるものであった。トマ・クトゥロ Thomas Coutrot (1999) によれば、労働組織に関する選択は、「社会の力関係によって条件づけられた権力のシステムによって社会的に創出」されてきた。この視角において、「経済的効率性は、抽象的かつ中立的な概念ではなく、生産と支配の技術の結合作用から生じたものである」。19世紀末に労災問題は、社会にとって不可避かつ有益な「産業的進歩」を基準とする政治的・社会的問題として提示された(Ewald, 1986; Dwyer, 1991)。今日の労災事故は、多くの場合、緊急性を要する文脈と結びついている。結果としてわれわれは、生産・引き渡し期日の上で時間を「稼ぐ」ために多大な犠牲を払う被用者個人の「リスクを伴う行動様式」よりも、むしろ組織的なリスク選択を問題にすることが的確であると考えている。この時間的圧力とともに、労働集団の破壊、あるいは雇用市場レベルでの企業の支配的地位——下請けの状況では特に強い——もまた、多数の労災事故発生において調査すべき要素である。今日、労働組織による諸選択の正当性が「技術的進歩」から「顧客の満足」(あるいは「命令者の満足」)に移行するとしても、力関係が逆転することはないといえる。

よりマクロ社会的な面から見ると、労働組織は、労働力管理の方法として、かつ企業・雇用市場における伸縮性の道具として健康の脆弱化を利用している。1件あるいは複数件の労災事故で開始・深刻化した不安定化という状況によって、こうした労働組織の問題が発生している。「雇用可能性」というような概念は、諸個人の適合性や不適合性を問題にするとともに、雇用からの排除や雇用確保の困難性を非常に個人化された方法で提示する傾向にある。調査結果は、そうした概念への批判に通じるものである。社会的諸関係、労働組織、労働・雇用の構造的変容といった視角を採

用することで、労働における健康悪化の問題の重要性を背景とした、雇用市場での排除と脆弱化の問題への取り組みが物事を明らかにすることになる。

次に公衆保健衛生についてである。公衆保健衛生の見地からすると、労災事故に関する調査によって、われわれは労働と社会関係を問うのみならず、集団動員の媒体や公的活動への刺激として、それらの被害に関する認識をも問うことになる。この認識は、異なる社会集団の間の力関係を反映したものである。実施した調査の中で、一定数の労災事故に関連した不可視性は、労災被害者グループの不可視性でもあった。その被害者グループを構成していたのは、従属的立場にあって、「労働での不安定化」と「雇用市場での不安定化」の間での累積に曝された労働者や従業員たちであった。

法的・行政的認定の改善という角度からだけではなく、公衆保健衛生の重大事件として「労災事故」の問題を把握することは、重大な問題であるように思われる。重大である、というのは、労働での生死が問題となっているからである。「小さな」事故も含めて重大である、というのは、小さな事故は、被用者の健康や身体全体へのリスクを呈した労働状況に関して警告を発し得る「見張り番的な事件」だからである。労災事故および労災被害者の社会的・制度的可視性こそが核心となる問題である。労働での負傷・障害・死亡の発生による問題点をめぐる社会的不透明性が、力関係の歴史と現実によって部分的に説明されるとしても、労災事故を宿命のままで放置しないことが重要である。闘いは存在する。現在イタリアでは、労災死亡事故の問題がメディアや人々を大きく動かしている。2007年12月6日に巨大製鋼企業ティッセンクルップThyssenKrupp社トリノ工場での火災に伴う爆発で6名の労働者が死亡した。現在係争中の訴訟では、このドイツ企業の6名の責任者の刑事責任が追及されている。グループの代表取締役と他の5名は過失致死で裁かれる。流血の犯罪とは異なり、痕跡も殺戮も伴わない死亡として、労災死亡事故を形容するのにイタリアのメディアは「白い死」*morti bianche*と呼んでいる⁽⁸⁾。

(Véronique Daubas-Letourneux ナント大学 (CENS) ・パリ第13大学 (IRIS) 研究員)
(さいとう・よしふみ 専修大学経済学部准教授)

(8) Ph. Ridet, « Italie : des responsables de ThyssenKrupp accusés d' "homicide" », *Le Monde*, 19/11/08.

参考文献

- Askenazy P., 2004, *Les désordres du travail. Enquête sur le nouveau productivisme*, Seuil, La république des idées.
- Célérier S., 2008, « Santé précaire au travail : quelques perspective sociologiques », *Connaissance de l'emploi*, n°55.
- Coutrot T., 1999, *Critique de l'organisation du travail*. La Découverte, Repères - Thèses et débats.
- Daubas-Letourneux V. et Thébaud-Mony A., 2001, « Les angles morts de la connaissance des accidents du travail », *Travail et Emploi*, n° 88, Dares (p. 25-42) .
- Daubas-Letourneux V., 2005, *Connaissance des accidents du travail et parcours d'accidentés. Regard sociologique sur les angles morts d'une question de santé publique*. Thèse de doctorat en sociologie, Université de Nantes, soutenue le 7 novembre 2005.

- Dupeyroux J., Pretot X., 2000, *Sécurité sociale*, cours élémentaire Droit, ed. Sirey.
- Dwyer, 1991, *Life and Death at Work. Industrial Accidents as a Case of Socially Produced Error*, New-York, Plenum Press.
- Ewald F., 1986, *L'Etat providence*, Grasset.
- Goldberg M., 2001, « Les effets de sélection dans les cohortes épidémiologiques ; Nature, causes, conséquences, » *Revue d'épidémiologie et de santé publique*, Vol. 49, p. 477-492.
- Gollac M. et Volkoff S., 2006, « La santé au travail et ses masques », *Actes de la recherche en Sciences Sociales*, n° 163, juin 2006.
- Hämäläinen P., Takala J., Saarela K., 2006, "Global estimates of occupational accidents", *Safety Science*, 44 (2006) 137-156.
- Hamon-Cholet S., 2001a, « Accidents du travail : au-delà des chiffres », *Travail et Emploi*, n° 88, p.5-6.
- Hamon-Cholet S., 2001b, « Accidents et accidentés du travail : un nouvel outil statistique, l'enquête condition de travail de 1998 », *Travail et Emploi*, n° 88, p.9-25.
- Hesse P.J., 1998, « Le nouveau tarif des corps laborieux : la loi du 8 avril 1898 concernant les accidents dont les ouvriers sont victimes dans leur travail », in LE CROM J.-P. (dir.), *Deux siècles de droit du travail. L'histoire par les lois*, Les Editions de l'Atelier, Points d'appui.
- Jusot F., Khlal M., Rochereau T., Sermet C., 2006, « Une mauvaise santé augmente fortement les risques de perte d'emploi », *Données sociales*, p. 533-543.
- Lenoir R., 1980, « La notion d'accident du travail : un enjeu de luttes », *Actes de la recherche en sciences sociales* n° 32-33, p 79-88.
- Muñoz J., 2002, *L'accident du travail. De la prise en charge au processus de reconnaissance*, PUR.
- Mury G., *Le sang ouvrier. Les accidents du travail*. Ed. Cerf, Paris, 1974.
- Thébaud-Mony A., 1991, *La reconnaissance des maladies professionnelles*. Ministère du travail, de l'emploi et de la formation professionnelle, La Documentation Française.
- Thébaud-Mony A., 2007, *Travailler peut nuire gravement à votre santé*, La Découverte.

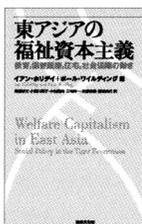
法律文化社 〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 * 価格は定価(税込)
☎075(791)7131 ☎075(721)8400 <http://www.hou-bun.co.jp/>

東アジアの福祉資本主義

●教育、保健医療、
住宅、社会保障の動き

イアン・ホリデイ／ポール・ワイルディング編
埋橋孝文・小田川華子・木村清美・三宅洋一・矢野裕俊・鷺巣典代訳

A 5判／286頁／ 4515円



- ① 香港, シンガポール, 韓国, 台湾の社会政策を概観。日本が学ぶこと, 日本が東アジアに提供できることを明らかにする。
- ② <政策の発展> <規制> <供給> <財政> を比較, 分析し, 現在進行していること, 今後の課題と展望を解明。
- ③ 理論的・実証的に共通性と差違を探る。
- ④ 4 地域の社会政策発展年表を付す。

| | |
|-----|----------------------------|
| 目次 | _____ |
| 第1章 | 東・東南アジアのタイガー経済地域における福祉資本主義 |
| 第2章 | タイガー地域における社会政策の背景 |
| 第3章 | 教育 |
| 第4章 | 保健医療 |
| 第5章 | 住宅 |
| 第6章 | 社会保障 |
| 第7章 | 結論 |